

－ 公募要領 －

平成21年度

(ナノテク・部材イノベーションプログラム)

「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」

に係る実施者の募集について

～明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年度補正予算(第2号))に係る公募～

【ご注意】

本事業への応募は、NEDO への書類提出に加え、府省
共通研究管理システム(e-Rad)への研究機関及び研究者
の登録、応募基本情報の入力が必要です。

※e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募
ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録
手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の
余裕をもって登録手続きをしてください。

平成22年1月

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ナノテクノロジー・材料技術開発部

環境技術開発部

(ナノテク・部材イノベーションプログラム)

「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発

(研究開発項目④化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グ

リーン技術の開発)」に係る委託先公募について

～明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年度補正予算（第2号））に係る公募～

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、「ナノテク・部材イノベーションプログラム」の一環として、「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」を実施しておりますが、「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年度補正予算（第2号））」の一環として「研究開発項目④化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」の委託事業者の公募を行うことと致しました。受託を希望する企業等は、次の要領に従って提案書を提出してください。

なお、本事業は平成21年度補正予算（第2号）の成立を前提としており、予算の成立状況によっては変更があり得ますので、ご留意下さい。

記

1. 事業の概要

1-1. 背景

我が国の化学品製造産業は、国際的に高い技術力と競争力を有し、経済社会の発展を支えているが、地球温暖化問題、資源枯渇問題が現実化しつつある中で様々な課題を抱えている。製造に際しては、有害な添加物（ハロゲン、重金属等）の利用、過度の高機能化追求にともなうプロセスの多段化等によるエネルギー消費の増大、中間工程における廃棄物の大量排出、リサイクルに不向きな製品の大量廃棄（廃棄処分場の不足等）などが問題となっている。一方、生産に必要な多くの原材料等は限られた産出国からの輸入に頼らざるを得ない状況にあり、今後、将来にわたって安定的に化学品が製造できるか危惧されている。さらに、欧州では RoHS 指令、REACH 規制の導入や中国などでの自主的な化学物質排出規制の制定など、化学品の製造に関連する環境対策が世界的に強化されている。

このような背景の下、我が国の全産業の基幹となる化学品を持続的に生産、供給していくためには、これまでの大量消費・廃棄型生産プロセスから脱却して、持続的な生産が可能なプロセスによる供給体制の構築が急がれる。そこで、これら資源、エネルギー、環境の制約問題を克服し、高機能な化学品の持続的製造を可能とする基盤技術の確立を目指し、『部材分野の技術戦略マップを活用し、将来の部材の基盤技術の方向性を見定め、材料関係者だけでなく多様な連携による基盤技術開発の支援で、部材分野の技術革新を促進すること』を目的とした「ナノテク・部材イノベーションプログラム」に位置付けて「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」（以下「GSC プロセス」という。）を実施している。

GSC プロセスにおいては、既存の化学品等の製造において、これまでにないシンプル化、クリーン化、原材料・資源の多様化・有効利用が実現できる新規プロセスや既存の化学品に比べて、使用から廃棄にわたるライフサイクルにおいて、大幅な省エネ効果、廃棄物の減容化、容易なリサイクル等が実現できる新規な化学品の製造等、今後、持続的に製造可能となるプロセスイノベーション、マテリアルイノベーションに資する革新的な研究開発を行っている。

今回は「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」のうち、研究開発項目④「化学

品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」を追加公募して実施する。

1-2. 研究開発の必要性、具体的内容及び達成目標

本公募では、プロジェクト基本計画のうち研究開発項目④「化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」について公募を実施する。

研究開発項目④「化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」

○研究開発の必要性

化学製品の大半は石油由来の原料から製造されており、これは現在の石油消費量の約 20%を占める。将来的に、石油資源自体の供給リスクを克服して、持続可能な低炭素社会を実現していくためには、化学製品の製造において使用される石油由来原料を石油以外の原料へ転換・多様化していくことが必要である。

そのためには、汎用的に入手可能な原料、例えば、気体原料（メタン、水素等）や非可食性植物由来原料（糖類、アルコール類、有機酸、セルロース、ヘミセルロース、リグニン、油脂等）から有用な化合物を省エネルギー・高効率に製造するプロセスの開発やそれらの化合物の利用を促進する技術の開発を行い、化学品原料の転換・多様化を可能とする全体システムとして製造プロセスの高度化・多様化を実現し、ライフサイクルに亘る二酸化炭素の排出の抑制及び化学産業・化学製品のグリーン化を図っていく必要がある。

○研究開発の具体的内容

（1）化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発

研究開発目標を達成するため、具体的に下記の内容の研究開発を実施する。

本研究開発では、将来的な実用化を念頭に置き、出発原料から化合物、さらには高機能化部材までの全体システムとして高機能化、低コスト化、省エネルギー化、高効率化の観点から、製造プロセスの高度化・多様化に資する技術開発を行う。そのために、個別の出発原料である気体原料（メタン、水素等）を選択的に分離・貯蔵等することにより化合物の合成等への利用を促進する技術や植物由来原料（糖類、アルコール類、有機酸、セルロース、ヘミセルロース、リグニン、油脂等）から有用な化合物（中間体、モノマー、ポリマー等）を合成するプロセス及びこれらのプロセスから得られる化合物や既存の非化石由来原料から得られる化合物を用いた高機能化部材を製造するプロセスの開発を行う。

具体的には、以下の研究開発を行う。

④-1 気体原料の高効率利用技術の開発

・石油由来原料に代えて、気体原料（メタン、水素等）の選択的な分離・貯蔵等により、化合物の合成等への利用を促進する基盤技術の開発を行う。

④-2 植物由来原料から化合物を合成するプロセスの開発

・石油由来原料に代えて植物由来原料（糖類、アルコール類、有機酸、セルロース、ヘミセルロース、リグニン、油脂等）を使用することにより有用な化合物を省エネルギー・高効率に合成するプロセスの基盤技術の開発を行う。

④-3 高機能化部材の製造プロセスの開発

・④-1、④-2 で得られる化合物や既存の非石油原料由来の化合物を用いた新規ポリマー製造プロセスの開

発やこれらの化合物を用いた材料化プロセスの開発を行い、化学品原料の転換・多様化を促進する高機能化部材の開発を行う。

○達成目標

(1) 化学品原料の転換・多様化プロセス技術開発

最終目標（平成22年度末）

④-1 気体原料の高効率利用技術の開発

- ・省エネルギー・高効率利用技術の可能性の実証

④-2 植物由来原料から化合物を合成するプロセスの開発

- ・省エネルギー・高効率合成プロセスの可能性の実証

④-3 高機能化部材の製造プロセスの開発

- ・新規ポリマー製造プロセスの可能性の実証
- ・新規の材料化プロセスの可能性の実証

本研究開発終了後、実用化技術として、コスト低減、早期の市場導入に対して大きな寄与が期待できる技術レベルを確立することとする。

なお、本研究テーマは「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年度補正予算（第2号）」の一環で短期間に実施するため、詳細な目標については採択者が決定した後、NEDO、研究開発責任者及び採択者との間で協議の上、実施期間において実現可能なものを定めるものとする。

1-3. 予算規模 … 研究開発項目④ 総額約30億円程度

（採択件数に応じて1件あたりの予算規模については調整することがあります。）

1-4. 研究開発期間

研究開発期間は、原則として平成21年度末から平成22年度末までの約1年間とし、事業の開始年月日は採択決定日、終了予定日は、平成23年3月18日とします。

1-5. 採択予定件数

予算の範囲内で採択します。採択予定件数は決めておりません。

2. 応募資格

本プロジェクトの実施に当たっては、次の(1)から(7)までの条件並びに「基本計画」及び「平成21年度実施方針」に記載された条件を満たす単独ないし複数で受託を希望する企業、研究組合、公益法人等の研究機関が提案資格のある法人となります。

- (1) 当該技術又は関連技術についての研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDO が研究開発事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独で当該研究開発委託事業に提案する場合、当該研究開発委託事業から得られた研究

開発成果の実用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有していること。

(5) 研究組合、公益法人等が代表して提案する場合、参画する各企業等が当該委託業務から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しており、各企業等及び組合等それぞれの明確な責任と役割が示されていること。

(6) 当該委託業務の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合、各企業等が当該委託業務から得られた研究開発成果の実用化を図る計画及びその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の明確な責任と役割が示されていること。

(7) 原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

3. 提出期限及び提出先

本公募要領に従い提案書を作成し、公募期間内に郵送又は持参にてご提出ください。提案書は日本語にて記載してください。なお、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けられません。また、提案書は返却いたしかねますので、ご了承願います。

・ 提出期限：平成22年2月8日（月）14：00 必着（郵送含む）

・ 提出先：

＜平成22年2月8日に提出される方＞

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー16階 A会議室 10：00～14：00

NEDO

ナノテクノロジー・材料技術開発部 担当：半沢

環境技術開発部 担当：平井

＜郵送又は平成22年2月8日より前に提出される方＞

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー19階

NEDO

ナノテクノロジー・材料技術開発部 担当：伊藤、加藤宛 又は

環境技術開発部 担当：吉田、江口宛

※封筒に「H21年度補正予算関連 グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発実施者公募に係る応募書類在中」と朱書きの上、ご提出ください。

4. 提案方法

4-1. 提案書の作成にあたって

- ・ 様式第1、別添1、別添2に従って作成してください。
- ・ 上記方法によって作成した提案書に、表紙（P13参照）を添付してください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、11部（正1部、副10部）とします。

4-2. 提案書に添付する書類

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 会社案内(会社経歴書) 2部

- ・ 損益計算書およびキャッシュフロー、バランスシート等の直近(3年分)の経営状況を示す書類1部
- ・ 機構から提示された契約書(案)に合意することが委託先選定の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部(正1部、副1部)を添付してください。

注) 国立大学法人の場合、会社経歴書および当該事業部・研究所等の組織に関する説明書の代わりとして、大学案内などでお示しいただいても構いません。また営業報告書については、国立大学法人の決算報告書が該当しますが、入手できる範囲内で提出していただければ結構です。

- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は共同研究の意志を示す覚書の写し1部。
- ・ 連携している、又は連携しようとしている国外企業等が NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合は NEDO が提供する国際共同研究に関する内容等の申請書(英語様式)1部。(指定する国の公的支援機関、申請書(英語様式)とも NEDO ホームページ上に別掲。)

4-3. 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 提案資格を有しない者の提案、又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票を提案者に発行いたします。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。なお、この場合は、書類を返却いたします。

4-4. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

- ・ 応募に際し、NEDOへの申請書類の提出に加えて府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (※1)による登録も必要です。詳細は、e-Radポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)をご確認ください。概略の手続きを以下のフロー図で示します。

1. e-Radへの所属研究機関の登録(所属研究機関の事務代表者が実施)

まだ機関登録が済んでいない応募者においては、機関毎(再委託先・共同研究先を含む)に1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて)郵送して下さい。郵送先は下記URLをご参照ください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをして下さい。

参照URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

2. 電子証明書のインポート(所属研究機関の事務代表者が実施)

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル(共通)第1.21版 2.1

3. 研究者情報等の登録(所属研究機関の事務代表者が実施)

e-Rad上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、各機関1名の研究者を登録しID及びパスワードを取得します。詳細はe-Radの所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル(共通)第1.21版 2.5

4. 公募要領・提出様式の取得（研究開発責任者が実施）と提出書類の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします
(NEDO の公募ホームページにリンクしています。)
ダウンロードした公募要領と申請様式をもとに申請書類等を作成・準備します。

5. 応募基本情報の入力と提出（研究開発責任者が実施）

研究開発責任者は、e-Rad のポータルサイトへログインし、公募件名に対する応募基本情報を入力し、申請します。作成したe-Rad 応募基本情報はpdfファイルでダウンロードできますので全ページ印刷し申請書（正）とともに提出してください。

参照マニュアル：研究者用マニュアル（共通）第 1.22 版 2.3

6. e-Rad への申請完了

NEDO にて e-Rad への申請を確認後、申請を受理します。

5. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみに用い、NEDO で厳重に管理します。なお、国際共同研究を実施している、又は実施しようとしている相手国研究者が NEDO の指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書（英語様式）に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上記載ください。更に、取得した個人情報には研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

6. 委託先の選定について

(1) 審査の方法について

外部の有識者からなる事前審査委員会と機構内に設置される契約・助成審査委員会の二段階で審査いたします。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、機構が定める基準等により審査を行い、最終的に決定されます。必要に応じて資料の追加やヒアリング等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じないことと致しますので予めご了承ください。また、提出された提案書は返却できません。

(2) 審査基準

(事前審査の基準)

[1] 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか。（不必要な部分はないか。）

「1-2. 研究開発の目標」の④-1 気体原料の高効率利用技術の開発、④-2 植物由来原料から化合物を合成するプロセスの開発及び④-3 高機能化部材製造プロセスの開発のいずれか、或いは

複数の研究開発の目標が設定されており、基本計画の目的に合致するか。

- [2] 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。
- [3] 共同提案の場合、各社の提案が相互補完的であるか。
- [4] 提案内容・研究計画は実現可能か。(技術的可能性、計画、最終目標の妥当性等。)
- [5] 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか。(関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等。) また、国外の研究機関等とのパラレル支援等の自国費用自国負担による国際連携として提案された場合は、その国際連携の内容が、国内研究機関等のみの連携よりもメリットがあることが明確であるか(プロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等)。特に相手国研究機関等が NEDO の指定する相手国の公的支援機関 (NEDO ホームページ上に別掲) の支援を受けようとしている (または既に受けている) ものである場合には、その妥当性が確認できるか等。)
- ※「パラレル支援 (コ・ファンディング) 制度」: 国際共同研究における各参加機関への費用支援は、それぞれの国の研究支援機関等により自国参加機関分ついて個別に判断して行うもの。
- [6] 提案者が当該研究開発を行うことにより国民生活、経済社会、化学品原料の転換・多様化及び二酸化炭素の排出の抑制への波及効果が期待できるか。(企業の場合、成果の実用化が見込まれるか。)
- [7] 総合評価

(委託予定先に関する選考基準)

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- [1] 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1) 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
 - 2) 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3) 開発等の経済性が優れていること。
- [2] 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1) 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2) 当該開発等を行う体制が整っていること。
(再委託予定先、共同研究相手先等を含む。国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている (または既に受けている) 場合はその妥当性が確認できること。)
 - 3) 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4) 経営基盤が確立していること。
 - 5) 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6) 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- [3] 委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項
 - 1) 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 - 2) 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 - 3) 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 - 4) 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
 - 5) その他主管部長が重要と判断すること。

(3) 採択先の決定及び通知について

[1] 採択結果の公表等について

採択された案件名については機構のホームページ等で公表します。不採択となった案件については、当該提案者に対し、不採択理由とともに不採択となった旨を通知します。

[2] 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表するものとします。

[3] 附帯条件

採択に当たって附帯条件がある場合（例：提案者が提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究、再委託研究としての参加、研究者の派遣、契約形態等）は通知文に明記することがあります。

(4) スケジュール

平成22年

1月8日・・・・・・・・・・公募開始

1月18日・・・・・・・・・・公募説明会（場所：ラウンドクロス川崎4F 会議室）

2月8日・・・・・・・・・・公募〆切

2月下旬・・・・・・・・・・採択審査委員会（一部提案者はヒアリングのため呼びます。）

3月中旬・・・・・・・・・・採択結果公表・プレス発表

(5) その他の留意事項

<委託事業>

- 1) 提案者はNEDOより提示された委託契約書（案）及び業務委託契約約款に合意することが委託先として選定されるための要件となります。
- 2) NEDOと選定された機関との間での契約にあたっては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（実用化技術開発計画書）、及び／又は、当該研究開発成果の事業化に関する計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合には、速やかにNEDOに変更内容を提出していただくこととなります。
- 3) なお、研究開発終了後、追跡調査・評価にご協力頂きます。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。
また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、ご協力頂きます。（P27以降「参考資料」参照）

<公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応>

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応をしてください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※1）「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html>

（※2）「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ

1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ③ 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。（不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）
- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ⑤ 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について本事業の（補助／契約）に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求めますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

<研究活動の不正行為への対応>

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

（※3）研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html>

（※4）研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

1) 本事業において不正行為があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：

不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

<NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口>

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

NEDO 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号 : 044-520-5131

FAX番号 : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ : <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

7. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該事業及び公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書等についてご説明致しますので、提案を予定される方は可能な限りご出席願います。なお、説明会は日本語で行います。提案に当たり公募説明会への出席は義務ではありません。事前登録は不要です。

[説明会の場所及び日時]

<場所>

NEDO 別館会議室

神奈川県川崎市川崎区駅前本町26-4 ラウンドクロス川崎4F

<日時>

平成22年1月18日(月) 14:00～16:00

8. お問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関するご質問等に関しては、説明会にて受け付けます。また、それ以降の問い合わせに関しては、下記宛の FAX にて受け付けます。その際には、極力公募締め切り 5 日前までにお願いたします（公募締め切り直前のご質問に対しては、十分な回答をいたしかねる場合がございます）。なお、電話による問い合わせには応じかねますのでご了承ください。また、審査の経過等に関する問い合わせにも応じられません。

〈お問い合わせ先〉

NEDO

ナノテクノロジー・材料技術開発部 担当：加藤、伊藤

環境技術開発部 担当：吉田、江口

FAX：044-520-5223

－提案様式－

- 提案書表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13ページ
- 委託事業提案書記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～25ページ
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26～28ページ

(総括的注意)

- ・ゴシック斜体で記入されている部分を熟読してください。
- ・提案書は、全てA4サイズとしてください。
- ・提案書は、各部ごとに左上をダブルクリップ等容易にはずれない方法で留めてください(ステープラー留め、製本は行わないでください)。
- ・提案書の項目は削除・追加しないでください
(提案書の注意事項等は削除してください)。
- ・特に注意がない場合は、項目間の行間は、適宜変更してください。
- ・提案書の記入内容は、簡潔明瞭を旨としてください。
- ・両面コピーは行わないでください。
- ・提案書の下中央にページを入れてください。
- ・正1部+副(コピー)10部提出してください。
- ・文書中の朱書き・注意書き部分は、提出の段階ではすべて削除してください。

「表紙」は機関毎に作成してください。

(記載例)

[表紙]

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年度補正予算（第2号））
に係る「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」提案書

研究開発項目

「研究開発項目④ 化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」
提案テーマ「○○○○○○○○○○の研究開発」

（具体的な提案テーマと合わせて記載ください。提案テーマは提案内容が端的に分かる名称としてください。複数の部分提案を行う場合は、複数の研究テーマ名を併記して下さい。）

平成○○年○○月○○日

会社名 ○○○○○株式会社 印

代表者名 （企業の場合は代表取締役社長） ○ ○ ○ ○ 印（又はサイン）

所在地 ○○県○○市・・・・・・（郵便番号○○○-○○○）

住所は登記簿上の正式な住所を記載ください。この所在地が採択された場合に採択者の住所として公表されます。（特に丁目・番・号等の正確な記載（漢数字か算用数字か等）をお願いします。）

連絡先 所属 ○○○部 △△△課
役職名 ○○○○部長
氏名 ○○ ○○
所在地 ○○県○○市・・・・・・（郵便番号○○○-○○○）
※ 連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載
TEL △△△△-△△-△△△△（代表） 内線 △△△△
FAX △△△△-△△-△△△△
e-mail *****@*****

e-Radにおける研究機関コード（10桁） △△△△△△△△△△

提出書類の確認 (チェックリスト)

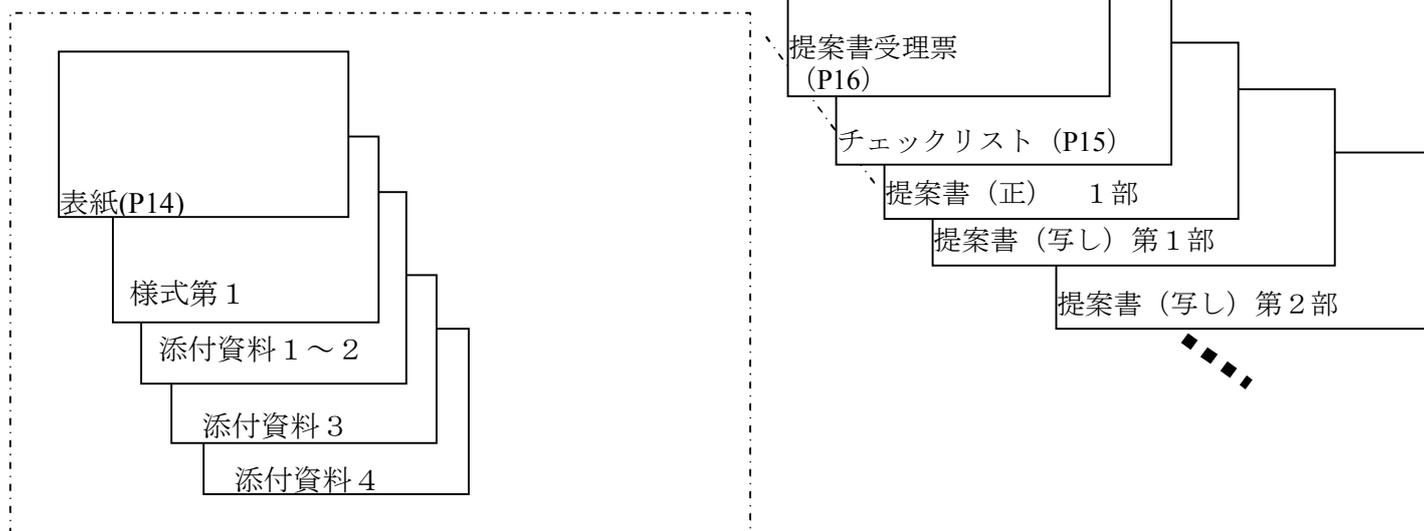
- | | |
|--|------------------------------|
| 1. 提案書(正) | <input type="checkbox"/> 1式 |
| <input type="checkbox"/> 1)表紙 | (様式第1) |
| <input type="checkbox"/> 2)提案書 | (添付資料1～2) |
| <input type="checkbox"/> 3)研究開発責任者・サブリーダー候補、研究経歴書、
主要研究員候補 研究経歴書 | (添付資料3) |
| <input type="checkbox"/> 4)会社案内 | (添付資料4) |
| <input type="checkbox"/> 5)損益計算書およびキャッシュフロー等の
直近(3年分)のバランスシート等経営状況を示す書類 | |
| 2. 提案書の写し | <input type="checkbox"/> 10部 |
| <input type="checkbox"/> 1)表紙 | (様式第1) |
| <input type="checkbox"/> 2)提案書 | (添付資料1～2) |
| <input type="checkbox"/> 3)研究開発責任者・サブリーダー候補、研究経歴書、
主要研究員候補 研究経歴書 | (添付資料3) |
| <input type="checkbox"/> 4)会社案内 | (添付資料4) |
| <input type="checkbox"/> 5)損益計算書およびキャッシュフロー等の
直近(3年分)のバランスシート等経営状況を示す書類 | |

提案内容に応じて適宜添付/削除のこと

提出書類に不足がないか、上記リストの 欄にてチェックしてください。

提出書類は左上をダブルクリップ等容易にはずれない方法でとめてください

(ステープラー (ホチキス) などではずれないでください。また、製本などもしないでください。)



参考1 提案書類1式のまとめ方

参考2 提出書類1式のまとめ方

提案書受理票 (NEDO 控)

提案書受理番号 _____

明日の安心と成長のための緊急経済対策 (平成21年度補正予算 (第2号))
に係る「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」提案書

研究開発項目

「研究開発項目④ 化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」
提案テーマ「○○○○○○○○○○○○○○○○の研究開発」

(↑はp14の研究開発項目、研究テーマ名と同じ事項を記載としてください。)

平成 年 月 日

連絡責任者 (担当者): ○○○○○株式会社
○○ ○○ 印

担当の方の捺印で構いません。

受領書:

提案書 11部 (正1部 写10部)

割印はNEDO担当者が押印します。

-----切り取り-----
割 印
-----切り取り-----

提案書受理番号 _____

明日の安心と成長のための緊急経済対策 (平成21年度補正予算 (第2号))
に係る「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」提案書

「研究開発項目④ 化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」
提案テーマ「○○○○○○○○○○○○○○○○の研究開発」

(↑はp14の研究開発項目、研究テーマ名と同じ事項を記載としてください。)

提案書類受理票 (提案者控)

平成 年 月 日

会社名

担当者名 _____ 殿

貴殿から提出された標記提案書を受領いたしました。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ナノテクノロジー・材料技術開発部
環境技術開発部 印

担当者: _____

(様式第1)

研究開発事業提案書 [要約版]

研究開発プロジェクト名称	明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年度補正予算（第2号）に係る「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」提案書 「研究開発項目④ 化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」提案テーマ「○○○○○○○○○○の研究開発」 （↑はp14の研究開発項目、研究テーマ名と同じ事項を記載として下さい。）
1. 研究開発の概要	内容を数行程度で簡潔に記載してください。
2. 研究体制	提案書「2. 事業実施体制」の内容を数行程度で簡潔に記載してください。
3. 研究期間及び予算規模	提案書「4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算の内容」を数行程度で簡潔に記載してください。
4. 連絡先	住所： 名称： 連絡先：担当者所属 職名・氏名 郵便番号・住所 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス

（注）要約版は1枚以内にまとめてください。必要に応じて図表等を添付して頂いても構いません。

[本文]

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年度補正予算（第2号））
に係る「グリーン・サステイナブルケミカルプロセス基盤技術開発」提案書

「研究開発項目④ 化学品原料の転換・多様化を可能とする革新グリーン技術の開発」
提案テーマ「○○○○○○○○○○の研究開発」

（↑はp14の研究開発項目、研究テーマ名と同じ事項を記載としてください。）

1. 研究開発の内容及び目標 *（研究項目毎に記述してください。）*

1-1. 研究開発の内容

「研究項目◎ ○○○○○の研究開発（△△△△△の研究開発）」（○○株式会社）

[研究開発の内容]

提案する研究開発の方式又は方法について研究項目を整理し、具体的に説明してください。具体的に、「1-2. 研究開発の目標」の④-1気体原料の高効率利用技術の開発、④-2植物由来原料から化合物を合成するプロセスの開発及び④-3高機能化部材製造プロセスの開発のいずれか、或いは複数の研究開発の目標を達成するために、解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われている方法（従来技術等）と比較するなどして、わかりやすく説明してください。研究課題は箇条書きにし、従来の方式または方法と比較するなどしてその新規性や優位性がわかるように具体的に記述願います。

再委託先の内容があれば、それぞれの役割分担を明確に説明してください。なお、研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

複数の企業または複数の企業の研究開発・契約手続き等のとりまとめを担う公益法人・研究組合等が提案される場合には、当該法人についての研究開発上の役割分担を明確に記載してください。

例えば、役割分担を記載する場合には、下記事例のように、研究内容の後に分担機関を付記して頂くのも一つの方法です。

研究項目①「○○○○○の研究開発」（○○株式会社）

[研究開発の内容]

研究項目②「×××××の研究開発」（□□研究所）

[研究開発の内容]

研究項目③「△△△△△の研究開発」（■●株式会社、○○株式会社、□□研究所）

③-1「×××××の研究開発」（■●株式会社）

[研究開発の内容]

③-2「×××▽▽▽の研究開発」（○○株式会社、□□研究所）

[研究開発の内容]

1-2. 研究開発の目標

平成22年度までにおいて、当該提案がどのような技術の確立を目標とするのかを必ず記載して下さい（最終目標値とします）。さらに最終目標値の達成に向け、研究項目毎に具体的な目標（性能、定量的な検討件数等）を記入してください（「△△△△については○○以上であること。」、

「〇〇個以上について△△する。」、その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現を心掛けてください。

これら目標については、その設定理由や根拠についても説明してください。④-1気体原料の高効率利用技術の開発及び④-2植物由来原料から化合物を合成するプロセスの開発については、従来の方式または方法と比較した際の省エネルギー化及び高効率化の観点での目標値についても定量的に記載ください。

1-3. 研究開発成果の実用化の見込み

当該委託業務から得られる研究開発成果が産業へ及ぼす波及効果及び研究開発成果を国内外それぞれにおいて実用化する計画、実用化時期、実用化能力について説明してください。

また、その際に、エネルギー削減効果及び石油由来の代替効果により、気体原料や植物由来原料等への大幅な転換・多様化が見込めること及びライフサイクルに亘り大幅な二酸化炭素の排出の抑制が見込めることを2020年及び2030年時点の効果として可能な限り定量的に説明してください。

(なお、研究開発終了後、追跡調査・評価や、特許等の取得状況及び事業化状況調査(パイドルフォローアップ調査)にご協力頂きます。)

1-4. 我が国の経済発展への貢献

本プロジェクトの実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明してください。

2. 事業実施体制

本研究開発を受託した時の事業実施体制について、2-3. 事業実施体制図にまとめてください。共同提案の場合、他の共同提案先を含めて役割が分かるよう記入ください。

2-1. 研究開発責任者

研究開発責任者： 所属・役職 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-**** (内線) F A X **-****-****

2-2. 管理者 (提案者毎に記述ください。)

・株式会社○○

業務管理責任者： 所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-**** (内線) F A X **-****-****
経理責任者： 所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○
電話 **-****-**** (内線) F A X **-****-****

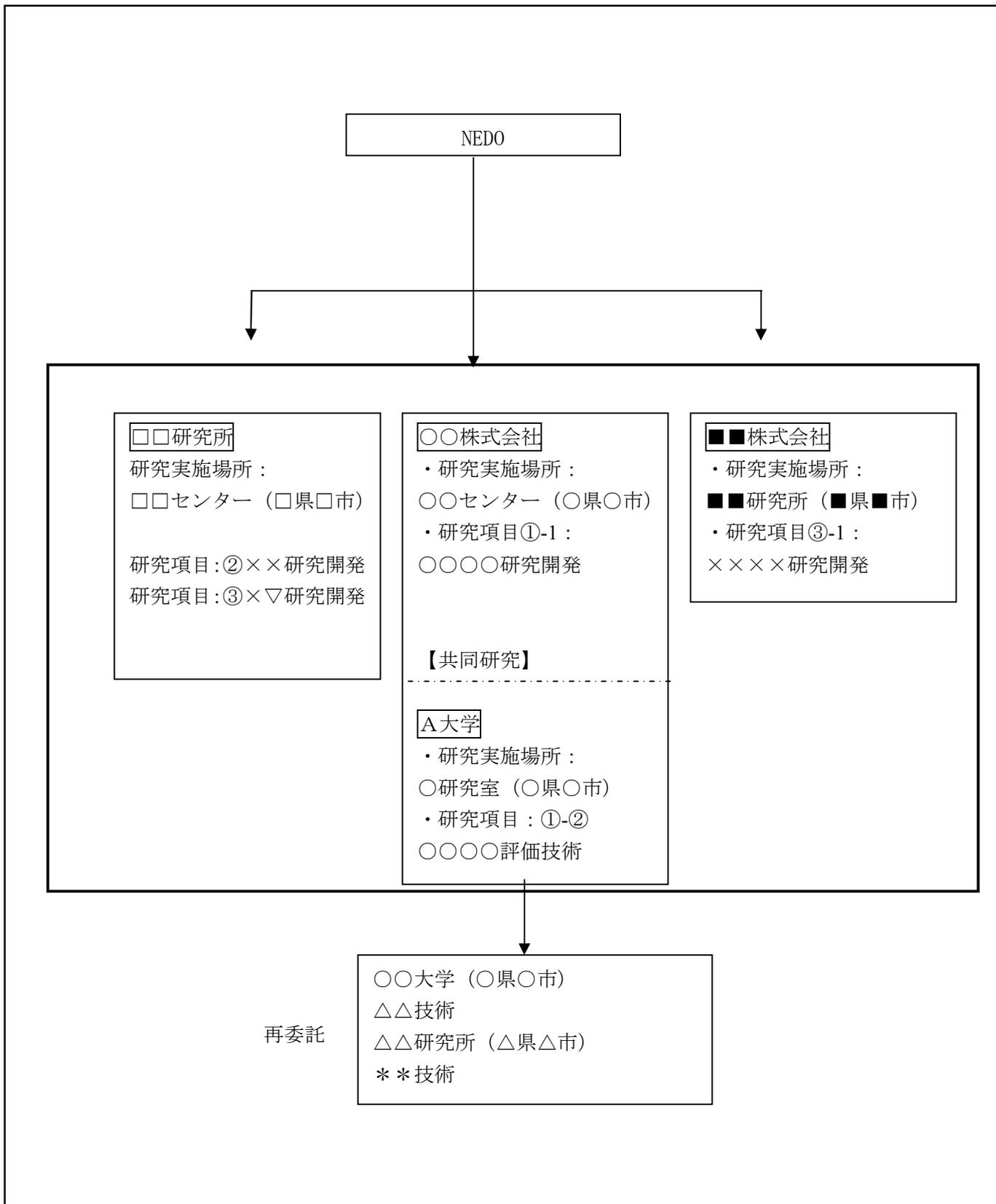
• ○○研究所

業務管理責任者：	所属	○○○○○部○○課	氏名	○○ ○○	
	電話	**-***-*** (内線)	F A X	**-***-***	
經理責任者	：	所属	○○○○○部○○課	氏名	○○ ○○
	電話	**-***-*** (内線)	F A X	**-***-***	



2-3. 事業実施体制図

「****事業」実施体制



(注) 機関毎に、研究実施場所、実施項目を記載すること。

2-4. 研究実施場所

提案された研究開発を実施する場所とその選定した理由を記載してください。

(記載例)

集中研究所：○○○○○研究所

選定理由：□□□□□

再委託先：△△△△△株式会社

選定理由：□□□□□

(研究開発の一部を本邦外で実施する場合、その理由を記述してください)

2-5 研究開発責任者候補研究経歴書及び主要研究員候補研究経歴書

研究開発責任者候補について、研究開発責任者候補研究経歴書（別添1）に記入し提出してください。

本提案における主要研究員候補（再委託先も含む）について、研究経歴を主要研究員候補研究経歴書（別添2）に記入し提出してください。（共同提案の場合、機関毎に作成下さい。）

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1. 当該提案に有用な研究開発実績

提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での提案者の本研究開発もしくは本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置付け等を、研究発表・特許等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを、携わるすべての研究機関（共同研究先及び再委託先）を対象に説明してください。

3-2. 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備を、採択後に導入予定のものも含めて記載してください。

(例)

設備名称	内 容					
	仕様	用途	設置場所	備考	導入	
					済	予定
○○○○装置	×××××	□□□□□	○○縹○○研究所	平成△△年度設置	○	
○○○○装置	◇◇◇◇◇	☆☆☆☆☆	○○縹○○研究所	平成○○年度 導入予定		○

4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算予算の概算

4-1. 研究開発予算と研究員の年度展開

本提案を進めるために、研究項目をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要となるか、を以下のような一覧表にまとめてください。

なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の（ ）内には、本期間に投入される研究員の人数を記入してください。

単位：百万円

()内は人数

(例示)

研究項目	平成21年度～22年度					計
	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
① ○○○○の研究開発 (○○株式会社)	*** (*)		** (*)	** (*)		*** (*)
② ××××の開発 (□□研究所)	*** (*)	** (*)	** (*)		** (*)	*** (*)
③ △△△△の研究開発						
③-1. ××××の研究 (■ ■研究所)				** (*)	** (*)	*** (*)
③-2. ××▽▽の研究 (○○株式会社、□□研究所)					** (*)	*** (*)
合計	*** (*)	** (*)	** (*)	** (*)	** (*)	*** (*)

注1. 消費税は、研究項目毎に内税で計上してください。また、日本国以外に本社又は研究所を置く外国機関において、その属する国の消費税相当額がある場合にも研究項目毎に含めて計上してください。

注2. 本プロジェクトでは、1提案あたりの予算規模は決めていません。提案者は提案内容において実際に必要な研究開発費を計上してください。提案状況によって1提案あたりの予算規模の調整をお願いする場合があります。

4-2 予算の概算

研究開発に必要な経費の概算額を、委託費積算基準 (<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/index.html>参照) に定める経費項目に従って、研究開発期間中の機関毎の積算表とそれらを纏めた総括表を作成してください。(総括表は下記表を利用し、全機関(提案者全員)の積算を合計したものを作成ください。)

(例：機関毎の積算表)

〇〇株式会社

項 目 (例)	平成21～22年度 (単位(千円))
I. 機械装置等費	** , ***
1. 土木・建築工事費	** , ***
2. 機械装置等製作・購入費	** , ***
3. 保守費・改造修理費	** , ***
II. 労務費	** , ***
1. 研究員費	* , ***
2. 補助員費	** , ***
III. その他経費	** , ***
1. 消耗品費	** , ***
2. 旅費	** , ***
3. 委員会経費	** , ***
4. 外注費	** , ***
5. 報告書作成費	** , ***
6. その他	** , ***
IV. 間接経費(注1)	** , ***
V. 再委託費・共同実施費(注2)	** , ***
〇〇大学	** , ***
△△研究所	** , ***
総 経 費(注3)	** , *** , ***
消 費 税 額(注4)	(注：円単位) * , *** , ***
総 額	(注：円単位) *** , *** , ***

- 注) 1. 間接経費は大企業10%、中小企業、大学、公益法人等、国の機関等は15%とし、I～IIIの経費総額に対して算定してください。
2. 大学等との再委託・共同研究費は「V. 再委託費・共同実施費」に計上してください。上記I～IVに定める費目に準じて積算してください。また、どの機関がいくらなのかを明確になるよう記載ください。
3. 総経費は、I～Vの各項目の消費税を除いた額の総額を記載してください。
4. 応募者が免税業者の場合は、仕入課税額を消費税額欄に記載してください。

5. 類似の研究開発

5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発

現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発がある場合には、その制度、研究開発項目、内容、本提案との相違点を説明してください。無い場合には、「該当無し」と記載してください。

制度名称：NEDO「○○○○○○事業」	提案(実施)時期：平成○○年○月～平成○○年○月
テーマ名：○○○○○○○○の研究開発	
開発内容と本提案との相違点：・研究開発の内容と本提案との相違点を具体的に分かり易く記述してください。	
制度名称：△△△△△事業	提案(実施)時期：平成△△年△月～平成△△年△月
テーマ名：△△△△△△△の研究開発	
開発内容と本提案との相違点：・記載件数にあわせて、記入欄を適宜追加・削除してください。	

5-2. 現に実施している自己資金による類似の研究開発

本研究開発を受託した後も並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。また、提案している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを説明してください。

6. 契約書に関する合意

「○○ ○○（代表者氏名）」は、本研究開発項目「○○○○○の研究開発」の契約に際して、NEDOより提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認したうえで提案書を提出します。

NEDOより提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がない場合は、上記の文章を記載してください。

研究開発責任者・サブリーダー候補 研究経歴書

氏名	山田 太郎
フリガナ	ヤマダ タロウ
生年月日(西暦)	1952/4/1
e-Res 研究者番号(8桁) (所属研究機関の研究代表者は必須。代表者以外は不明または保有していない場合は省略可)	14295792
所属	〇〇〇株式会社
部署名	〇〇〇開発部
所属研究機関のe-Res研究機関コード(10桁) (所属研究機関の研究代表者は必須。)	1234567890
役職名	主任
性別(男:1、女:2)	1
所属機関の研究者代表(該当:1 非該当:2)	1
最終学歴	〇〇大学大学院工学研究科物質生物工学専攻修士課程修了
学位	工学修士
学位取得年(西暦)	1979

別途、エクセルファイルに記入し、添付すること。

年	年	研究開発内容
2005	2007	「〇〇の研究開発プロジェクト」においてプロジェクトリーダー
1999	1999	〇〇の研究開発
1999	1999	××大学へ派遣(〇〇について基礎的調査を実施)
1988	1989	〇〇へ出向(〇〇プロジェクト立ち上げに参画)

年	月	主催者名	表彰制度名称	受賞名称	受賞件名	備考
1999	4	〇〇振興会	〇〇エネルギー技術賞	最優秀賞	〇〇の性能評価に係る研究	

論文	発行年	月	主な著者1	著者2	著者3	表題	論文雑誌名	巻(Vol)	号	備考
	1998	9	山田太郎	鈴木太郎	佐藤花子	〇〇の性能評価	〇〇エネルギー	72	10	P. 930

発表年	月	主催者名	イベント名	発表者	発表タイトル	備考
1999	10	XXXX	The XXX Fall Meeting '99	T.Yamada	Improvement of XXXXX Composites by XXXXX	開催地:米国〇〇州

出願年	月	日	出願番号	登録番号	発明等の名称	備考
1998	10	12	特願1998-73295	特許第2687542号	〇〇組成物	

年	月	タイトル	自由記述

本研究開発プロジェクトにおける役割

本研究開発プロジェクト中のサブテーマ「〇〇〇〇の開発」において、専門分野である△△△△と××××の研究開発実績を基に解析と□□□□の目標クリアのための研究に従事する。

- 研究開発等実施体制の審査のために利用されます。
- 「所属機関の研究者代表」の情報の一部(氏名、所属、生年月日、性別)が、事業名及び契約・助成金額等の情報と併せて、府省共通研究開発管理システムへ提供及び政府研究開発データベース作成のために利用されます。
- 特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料の作成又は学術研究の目的のため等に利用することがあります。
- ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

(参考資料)

追跡調査・評価の概要

本資料は、業務委託契約約款の協力事項に記載されております
追跡評価並びに、それに先立って実施する追跡調査の概要を説明した
ものです。

追跡調査・評価に関するご質問は、下記までお願い致します。

追跡調査・評価に関する問合せ先	
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	
研究評価部	TEL : 044-520-5160 FAX : 044-520-5162

なお、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォロー
アップ調査）に関するご質問は、下記までお願い致します。

バイドールフォローアップ調査に関する問合せ先	
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	
総務企画部	TEL : 044-520-5200 FAX : 044-520-5204

追跡調査・評価のご説明

追跡調査・評価とは、
何ですか？



プロジェクト終了後の状況を調査して、
NEDOの社会への貢献度を把握したり、
NEDOのマネジメントに活かすものです。

 プロジェクトに参画された実施者の皆様が、終了後に進めた事業を、NEDOが評価するものではありません。

 実施者の皆様とは、委託先、再委託先、共同研究先、研究組合や集中研等を構成していた企業等です。



どのプロジェクトが対象
なのですか？



研究開発プロジェクトが対象で、国際協力事業や
導入普及事業は、除きます。



何のためにやるの
でしょうか？



NEDOのプロジェクトは、国民の税金で賄われて
いますので、成果が世の中に貢献しているかどうかを、
一般の人にも知ってもらう必要があります。
また、プロジェクト運営管理や技術開発戦略
への反映材料を得るために、行います。



実施者の企業等は
何をすれば良いのでしょうか？



プロジェクト終了時に、終了後の予定や担当者
をお教え願います。
また、終了後5年間、1年毎に行う簡易追跡調査
にご協力願います。



 この他、製品化を達成した場合や、事業を中断した場合、その状況を教えて頂くための詳細追跡調査にも
ご協力願います。また、必要に応じて、追跡評価にも、ご協力をお願いします。

詳しくは、次のページをご覧ください

追跡調査・評価の進め方

プロジェクト終了翌年 事前準備	調査・評価を開始する際の必要事項の決定及び確認 1) プロジェクト終了後に目指す 目標段階 及び スケジュール の設定 (研究、技術開発、製品化、上市段階) 2) 対応者の確定
---------------------------	--



【第1段階】 簡易追跡調査 (現状の把握)	プロジェクト終了後の進捗状況の調査 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 期間 5年間 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 頻度 隔年 (1,3,5年の 状況を調査) </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 方法 調査票 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 調査内容 ・現状段階の確認 ・特許・論文等 </td> </tr> </table>	期間 5年間	頻度 隔年 (1,3,5年の 状況を調査)	方法 調査票	調査内容 ・現状段階の確認 ・特許・論文等
期間 5年間	頻度 隔年 (1,3,5年の 状況を調査)	方法 調査票	調査内容 ・現状段階の確認 ・特許・論文等		



【第2段階】 詳細追跡調査 (原因の把握)	簡易追跡調査の結果、「上市・製品化に至ったもの」、「実施したがやむを得ず中断したもの」等を対象に、より詳細な調査 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 方法 ・調査票 ・ヒアリング </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 調査内容 ・社会・経済への裨益 ・波及効果 </td> </tr> </table>	方法 ・調査票 ・ヒアリング	調査内容 ・社会・経済への裨益 ・波及効果
方法 ・調査票 ・ヒアリング	調査内容 ・社会・経済への裨益 ・波及効果		

※企業のみ対象



【第3段階】 追跡評価 (効果・改善点の把握)	プロジェクトの効果や改善点の評価 (チェック&アクション) <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 方法 ・NEDOの自己評価 ・研究評価委員会における評価 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 観点 ・国民への説明責任 ・運営管理の見直し ・技術開発戦略への反映 ・研究評価委員会における評価 </td> </tr> </table>	方法 ・NEDOの自己評価 ・研究評価委員会における評価	観点 ・国民への説明責任 ・運営管理の見直し ・技術開発戦略への反映 ・研究評価委員会における評価
方法 ・NEDOの自己評価 ・研究評価委員会における評価	観点 ・国民への説明責任 ・運営管理の見直し ・技術開発戦略への反映 ・研究評価委員会における評価		

【実施のポイント】

- ① NEDO から資金を得てプロジェクトに参加した**委託先、再委託先等の全ての企業が対象。**ただし、中心的役割を果たした大学、独法等も対象。
- ② プロジェクト終了後、**原則5年間、隔年で調査。**プロジェクト成果に基づく当該機関の継続事業を追跡。
- ③ 被調査対象者の負担軽減に配慮し、プロジェクト終了時点で行う**事前準備**の後には、**1) 簡易追跡調査、2) 詳細追跡調査、3) 追跡評価**の3段階で実施。
- ④ 調査・評価結果は、**説明責任の履行、自己改革、成果普及の促進**に活用。